

長野県における居住支援の 現状と課題について

長野県建設部建築住宅課

住宅確保要配慮者の範囲

【長野県が「長野県住生活基本計画」で独自に規定する者】

- 海外からの引揚者
- 新婚世帯
- 原子爆弾被爆者
- 戦傷病者
- 児童養護施設退所者
- LGBTQをはじめとする性的マイノリティ
- UIターンによる転入者
- 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援を行う者
- 犯罪をした者等
- 身元保証人を確保できない者

※参考

【住宅セーフティネット法に定める者】

- 低額所得者
- 被災者
- 高齢者
- 障がい者
- 子どもを養育している者

【住宅セーフティネット法施行規則に定める者】

- 日本の国籍を有しない者
- 中国残留邦人
- 児童虐待を受けた者
- ハンセン病療養所入居者
- DV被害者
- 北朝鮮拉致被害者
- 犯罪被害者
- 更生保護対象者
- 生活困窮者
- 東日本大震災の被災者

県内のセーフティネット住宅登録状況

- 14,104戸（令和4年11月末時点）

市町村別登録戸数

市町村	戸数	市町村	戸数	市町村	戸数	市町村	戸数	市町村	戸数
長野市	2,972	伊那市	296	千曲市	603	富士見町	34	小布施町	8
松本市	1,886	駒ヶ根市	217	東御市	321	辰野町	14	山ノ内町	8
上田市	1,373	中野市	229	安曇野市	405	箕輪町	137	信濃町	1
岡谷市	427	大町市	120	小海町	10	高森町	18	その他町村	0
飯田市	265	飯山市	143	佐久穂町	22	阿智村	7	合計	14,104
諏訪市	383	茅野市	531	軽井沢町	226	池田町	20		
須坂市	228	塩尻市	453	御代田町	577	白馬村	40		
小諸市	471	佐久市	1,531	下諏訪町	110	坂城町	18		

県内の居住支援法人

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定。

【4団体】

- ・ 社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
- ・ 社会福祉法人 小海町社会福祉協議会
- ・ 社会福祉法人 信濃福祉
- ・ 特定非営利活動法人 サポートセンターとまり木

(主な役割)

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援

県内の居住支援協議会

- 長野県居住支援協議会（事務局：長野県建設部建築住宅課）
→ 全県横断的な「総論」がメイン

【市町村居住支援協議会：1 協議会】

- 南佐久居住支援協議会（事務局：小海町社会福祉協議会）
〈小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村〉

市町村居住支援協議会の設立目標

- 令和4年2月に策定した「長野県住生活基本計画」に市町村の居住支援協議会設立に関する成果指標を定めている。
- 令和2年度末時点で、居住支援協議会を設立した市町村による人口カバー率は、全国は25%であるのに対し、長野県は0.2%にとどまる。

設立目標（居住支援協議会を設立する市町村による人口カバー率）

	R2末	→	R12末
国	25%	→	50%
長野県	0.2%	→	40%

県内の居住支援の現状①

実際に居住支援の現場で動いている福祉団体にヒアリングをすると、以下のような声がある。

- 保証人・緊急連絡先の壁、単身用の空きが少ないといったことから、公営住宅の受け入れ状況が芳しくない。
- 住宅確保要配慮者が入居できる民間賃貸住宅の数が足りていない。
(空き室はあるが、保証や初期費用、高い家賃等の壁があり入居できない)

県内の居住支援の現状②

令和3年度、いくつかの市町村に直接赴き、市町村居住支援協議会の設立について相談したが、設立は難しいとの回答をいただいた。

【理由】

- 居住支援協議会という組織を作ることに対する抵抗感、負担感（住宅部局と福祉部局の連携不足）
- 公営住宅に空きがあり、十分に対応できている。
- 本当に住宅確保要配慮者が困っているのかわからない。

県内の居住支援の現状③

国土交通省「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」

令和4年度は長野県が採択

【これまでの取り組み】

- ・ 事前ヒアリング（国土交通省及び高齢者住宅財団と意見交換）：6月
- ・ 取組み先進地（大分県）との意見交換：7月
- ・ 県社会福祉協議会との意見交換：7月
- ・ 市町村居住支援協議会設立に向けた勉強会（県の体制整備）：9月
- ・ 長野県内の居住支援の推進に向けた意見交換会：9月

県内の居住支援の課題①

居住支援に課題を感じている福祉団体と、
課題を感じていない行政の認識にずれがある



関係者の課題の共有や連携の促進を図る場が必要

県内の居住支援の課題②

- ・各市町村（地域）における居住支援の課題が整理できていない
- ・県内に市町村居住支援協議会が少なく、市町村が参考にできる設立事例が少ない
- ・長野県は市町村数が多いため、全市町村横並びの取り組みは難しい



各市町村の居住支援の現状を把握し、
体制整備が必要な地域において集中的な取り組みが必要

県内の居住支援の課題③

市町村を支援する県の体制が整っていない



- ・ 「市町村居住支援協議会設立に向けた勉強会」を開催
- ・ 県建設事務所が主体となり市町村と連携して居住支援の体制を整備

(参考) 市町村居住支援協議会設立に向けた勉強会

日 時：令和4年9月14日（水）14:00～16:30

場 所：長野市生涯学習センター

参加者：35名（県建設事務所、県福祉関係課、県内社協・まいさぼ、長野市）

内 容：国土交通省、厚生労働省、大分県からの講演及びグループワーク

※国土交通省「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の支援を受け開催

(資料掲載) <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/safetynet/kaigi.html>

今後の取り組み①

市町村関係者会議（居住支援ネットワーク会議）の開催

最初から居住支援協議会を設立するのはハードルが高いため、
まずは行政、福祉団体、不動産団体等が集まり、
それぞれの課題の共有や顔の見える関係づくりの場として開催



地域で居住支援をしている方が動きやすくなる体制づくりを目指す

今後の取り組み②

地域の居住支援について実態調査を実施

- ①地域で居住支援をしている福祉関係者向けアンケート
- ②不動産会社、賃貸住宅所有者（大家さん）向けアンケート



各市町村（地域）における居住支援の課題を整理

市町村の居住支援体制整備に向けた今後の取組

県建設事務所が主体となり、市町村と連携して地域の居住支援の体制を整備

※時期は目安
可能な地域から実施

